沼津市屋外広告物規制図

平成三十年四月

この地図は、沼津市長の承認を得て、沼津市国土基本図を複製したものである。
第三者がさらに複製する場合には、沼津市長の承認を得なければならない。

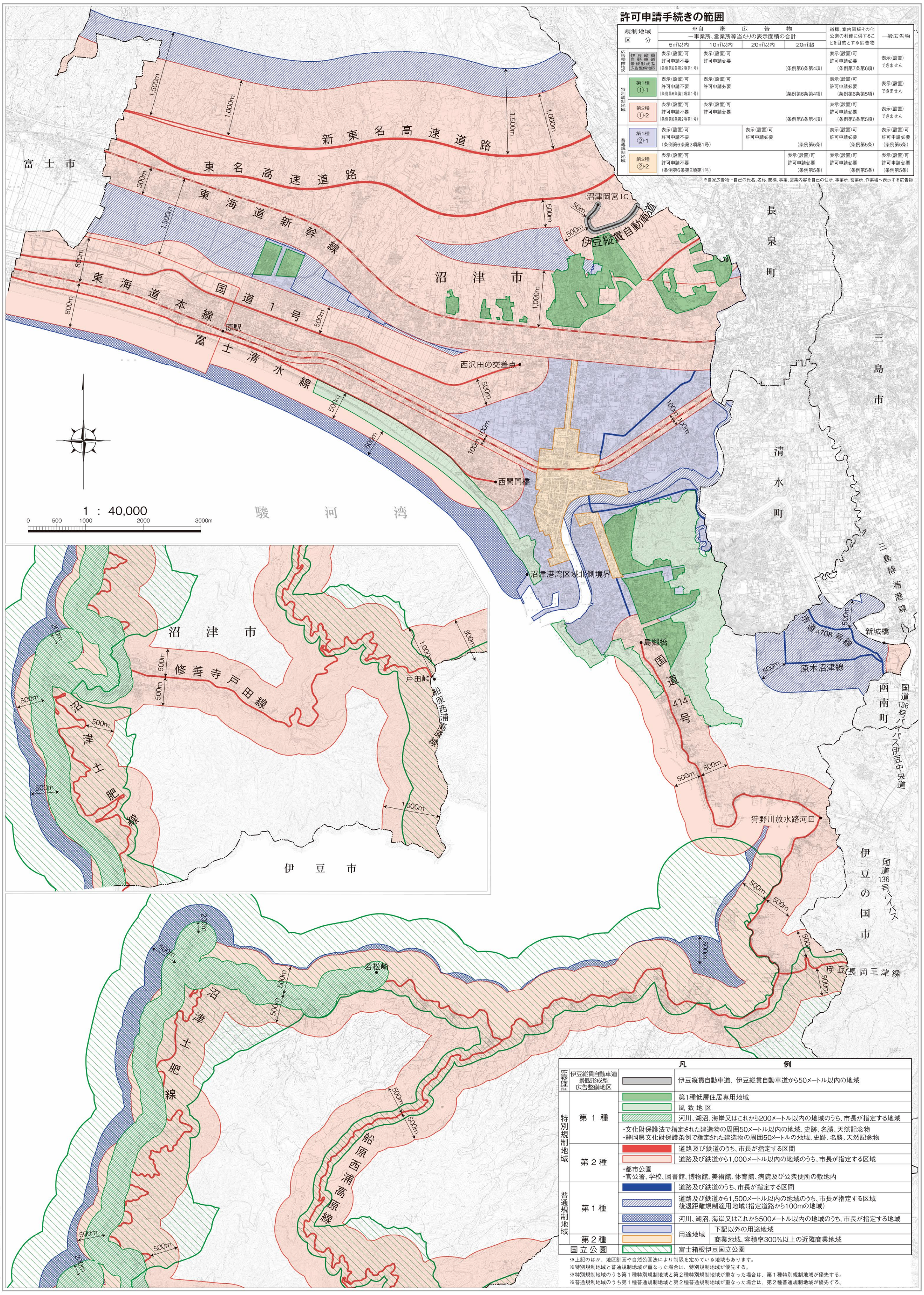

許可申請手続きの範囲

規制地域区分		※自家広告物 一事業所、営業所等当たりの表示面積の合計 5㎡以内	10㎡以内	20㎡以内	20㎡超	道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とする広告物	一般広告物
広告整備地区	伊豆縦貫自動車道景観形成型広告整備地区	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第4項)			表示(設置)可 許可申請必要 (条例第7条第6項)	表示(設置)できません
特別規制地域	第1種 ①-1	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第4項)			表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第5項)	表示(設置)できません
特別規制地域	第2種 ①-2	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第4項)			表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第5項)	表示(設置)できません
普通規制地域	第1種 ②-1	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)		表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)		表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)
普通規制地域	第2種 ②-2	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)			表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)

※自家広告物…自己の氏名、名称、商標、事業、営業内容を自己の住所、事業所、営業所、作業場へ表示する広告物

凡例

広告整備地区	伊豆縦貫自動車道景観形成型広告整備地区		伊豆縦貫自動車道、伊豆縦貫自動車道から50メートル以内の地域
特別規制地域	第1種		第1種低層住居専用地域
			風致地区
			河川、湖沼、海岸又はこれから200メートル以内の地域のうち、市長が指定する地域
			・文化財保護法で指定された建造物の周囲50メートル以内の地域、史跡、名勝、天然記念物 ・静岡県文化財保護条例で指定された建造物の周囲50メートルの地域、史跡、名勝、天然記念物
	第2種		道路及び鉄道のうち、市長が指定する区間
			道路及び鉄道から1,000メートル以内の地域のうち、市長が指定する区域
			・都市公園 ・官公署、学校、図書館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内
普通規制地域	第1種		道路及び鉄道のうち、市長が指定する区間
			道路及び鉄道から1,500メートル以内の地域のうち、市長が指定する区域 後退距離規制適用地域(指定道路から100mの地域)
			河川、湖沼、海岸又はこれから500メートル以内の地域のうち、市長が指定する地域
		用途地域	下記以外の用途地域
	第2種	用途地域	商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域
国立公園			富士箱根伊豆国立公園

※上記のほか、地区計画や自然公園法により制限を定めている地域もあります。
※特別規制地域と普通規制地域が重なった場合は、特別規制地域が優先する。
※特別規制地域のうち第1種特別規制地域と第2種特別規制地域が重なった場合は、第1種特別規制地域が優先する。
※普通規制地域のうち第1種普通規制地域と第2種普通規制地域が重なった場合は、第2種普通規制地域が優先する。

沼津市